

整理番号	39
------	----

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(栗)
----	-------	------	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 7 4 - 0 0 3

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三 ツ 谷 金 秋 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	平成 30 年度静岡県議会日華友好議員連盟台湾視察		
年 月 日	平成 30 年 6 月 3 日 ~ 平成 30 年 6 月 7 日	金 額	275150 円

目 的	静岡県台湾事務所主要事業の説明・台湾立法委員との面会・地震教育区の視察
使 途	交通費、宿泊代他
政務活動・ 県政との 関連性	台湾地震での被災対策や、立法委員へのチャイナエアーの増便要請を行いその成果を 県政策に活かす。

《領収書貼付枠》

- 1 視察報告書 1部添付
- 2 台湾側面会者一覧表 1部添付
- 3 領収表 別添 1枚 (請求書)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	275150 円	100 %	275150 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 領 収 証

2018年06月01日

三ツ谷 金秋 様

金額	¥ 275,150 ※
----	-------------



但し 2018/06/03発 日華友好議員連盟  
台湾視察代金として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000004367 予約No. 78373

## 御注意

1. 手書きのもの並びに金額の訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

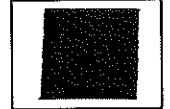
観光庁長官登録旅行業 第638号

株式会社 櫻海エール  
本社営業所 静岡支部  
〒425-0021  
静岡県焼津市栄町  
2-2-2  
アンビ・ア パークビル2F

TEL:054-620-7731

FAX:054-620-7729

担当者印



# ご旅行代金明細書

平成30年5月17日

静岡県議会議員 三ツ谷金秋 様




株式会社 アンビ・ア 本社営業所  
〒425-0027 焼津市栄町2-2-21  
Tel:054-620-7725 Fax:054-620-7726  
所長: 蒔田卓史

視察代金明細につきまして下記の通りご案内申し上げます。  
ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

静岡県議会日華友好議員連盟台湾訪問団  
期間:平成30年6月3日(日)~7日(木) 5日間  
人員:1名様

ご請求金額 275,150 円

項目	内容	単価	数量	金額
航空運賃	羽田-台北往復 チャイナエアライン	89,800	1	89,800
羽田空港使用料		2,670	1	2,670
空港税等	台湾空港税、航空保険料	2,600	1	2,600
燃油サーチャージ	チャイナエアライン	5,000	1	5,000
宿泊代	台北、首都大飯店	15,500	4	62,000
専用車借上げ代	専用バス借上げ代486,000円を9名で按分	54,000	1	54,000
台湾高速鉄道代	台北-台中往復	7,700	1	7,700
通訳代	171,000を9名様で按分	19,000	1	19,000
添乗員経費	139,500を9名様にて按分	15,500	1	15,500
JR代	浜松-品川指定席	8,290	1	8,290
JR代	羽田-浜松自由席	7,770	1	7,770
私鉄代	品川-羽田往復	410	2	820
			合計	275,150

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成 30年 6月 11日</p> <p>会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ 三ツ谷金秋</p>						
目 的	静岡県台湾事務所主要事業の説明・台湾立法委員との面会・地震教育区の視察					
年 月 日	平成30年6月 3日～6月 7日					
場 所	台北市、台中市					
内 容	<p>1 行程 別添報告書参照</p> <p>2 応対者 別紙及び報告書参照</p> <p>3 聴取内容 別添報告書参照</p> <p>4 県政への反映 支出証拠書「政務活動・県政との関連性」参照</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

H 30. 6. 4. 台北 (4月發給)  
台灣日本關係協會秘書長

張淑玲  
チヨウ シュク レイ

台北市羅斯福路一段7號4階  
電話: (02) 2321-4445 • 2348-2134  
FAX: (02) 2391-2293  
E-mail: s1chang02@mofa.gov.tw



外交部亞東太平洋司  
日本綜合事務科

科長

李蕙珊

H 30. 6. 4. 台北 (日發給)

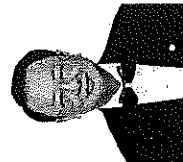
台北市羅斯福路一段7號裕民大廈4F  
電話: (02)2321-4445 轉119  
傳真: (02)2391-2293 FAX  
E-mail: hslcc01@mofa.gov.tw 統一編號: 03718203



臺灣國際教育旅行聯盟  
台灣國際教育旅行聯盟  
The Taiwan International Association for Education and Travel

總會長 許光豐  
SHU GUANG-FENG  
會會長 セツ コウ ホウ  
Chairman SHUE, GUANG-FENG

ADD: 臺中市-407-50西屯區翠雲路240號  
240, Ningshia Rd., Xitun Dist.,  
Taichung City 407-50, Taiwan (R.O.C.)  
TEL: 04-23124900 ext. 111 FAX: 04-23126419  
E-mail: mathfeng@whsh.tc.edu.tw



開發旅行社 股份有限公司  
Kai-Fa Travel Service Co., Ltd.

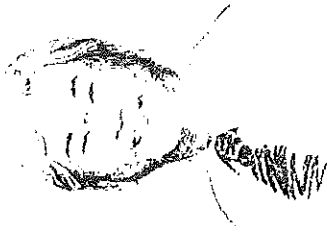
鮑倫惠  
觀光部 0936-674-587

H 30. 6. 4. 台北 (日發給)

立法委員

陳明文

國會辦公室  
地址/台北市晉慶路1號3101室  
電話/ (02) 2358-8101 傳真/ (02) 2358-8105  
嘉義服務處  
地址/嘉義市民權路909號  
電話/ (05) 225-5589 傳真/ (05) 225-1641  
行動/ 0918-359359

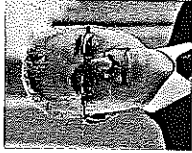


工業技術研究院  
Industrial Technology  
Research Institute

張培仁 Pei-Zen Chang  
副院長 Executive Vice President  
博士 Ph.D.

H 30. 6. 4

T: +886 3 591 9341 F: +886 3 582 0212  
E: changpz@itri.org.tw 統一編號: 02750963



ITRI  
Industrial Technology  
Research Institute

Ma-Tien Yang, Ph.D.  
Deputy General Director  
ITRI International Center

H 30. 6. 6

Rm.607-3, Bldg. 51, 195, Sec. 4, Chung Hsing Rd.,  
Chiutung, Hsinchu, 31057, Taiwan, R.O.C.  
Tel: +886 3 591 3632 Fax: +886 3 582 0464  
Mobile: +886 972 299220  
E-mail: matienyang@itri.org.tw



www.itri.org.tw



工業技術研究院  
Industrial Technology  
Research Institute

潘一紅 博士 組長

生醫與醫材研究所 植物藥技術組  
30011 新竹市光復路2段321號13館201B室

H 30. 6. 6

# 内政部消防署

訓練中心 教官&科員  
訓練センター



1100.6.5

## 郭嘉倫

グウオ  
(かく)

ジャ

ルウン  
救急救命士



公益財団法人  
日本台湾交流協会  
Japan-Taiwan Exchange Association

日本台湾交流協會  
台北事務所

1130.6.6 台北

首席副代表 横田 光弘

地址：台北市慶城街28號(通泰大樓)  
電話：(02) 2713-0131  
傳真：(02) 2713-8062  
行動：0932-150-644  
mitsuhiro.yokota-k1@koryu.or.jp



工業技術研究院  
Industrial Technology  
Research Institute

A-3

1130.6.6

楊琇瑩 博士

國際中心  
產業推動組  
專案經理

31040 新竹縣竹東鎮中興路四段195號  
51館6樓607室  
電話 03 591 2208  
傳真 03 582 0464  
電子郵件 yangsy@itri.org.tw  
統一編號 02750963  
客服專線 0800 458899

www.itri.org.tw



工業技術研究院  
Industrial Technology  
Research Institute

B-1

黃崇雄 博士 副所長

生醫與醫材研究所  
31057 新竹縣竹東鎮中興路四段195號53館703D室  
電話：03 591 5262 / 03 573 2543  
傳真：03 591 0047  
手機：0916 167196  
電子郵件：KentHwang@itri.org.tw  
統一編號：02750963  
客服專線：0800 458899

www.itri.org.tw



工業技術研究院  
Industrial Technology  
Research Institute

A-4

1130.6.5

許仁杰 主任

國會聯絡小組  
31057 新竹縣竹東鎮中興路四段195號51館202室

電話：03 591 6141  
傳真：03 582 0242 / 03 582 0222  
手機：0975 978587  
電子郵件：JackSheu@itri.org.tw  
統一編號：02750963  
客服專線：0800 458899



www.itri.org.tw



工業技術研究院  
Industrial Technology  
Research Institute

1130.6.6

李國俊 博士 特聘研究

生醫與醫材研究所 所長室  
31057 新竹縣竹東鎮中興路四段195號53館7樓732室

電話：03 591 2129  
傳真：03 591 0047  
電子郵件：KCL@itri.org.tw  
統一編號：02750963  
客服專線：0800 458899

www.itri.org.tw



工業技術研究院  
Industrial Technology  
Research Institute

A-5

1130.6.6

蔡宜芳

Sai, Gihou

プロジェクトマネジャー

工業技術研究院 日本事務所  
〒108-0073  
東京都港区三田1-2-18 TTD Bldg 3F  
Tel 03-5419-3836  
Fax 03-3455-5079  
Email yifangtsai@itri.org.tw

www.itri.org.tw

〒108-0071 東京都港区白金台五丁目一〇二  
電話 (三三)二二八〇一七九四五(直線)  
傳真電話 (〇六)八八一四二四〇  
FAX (三三)二二八〇一九八一  
e-mail: chuwenqing@yahoo.co.jp

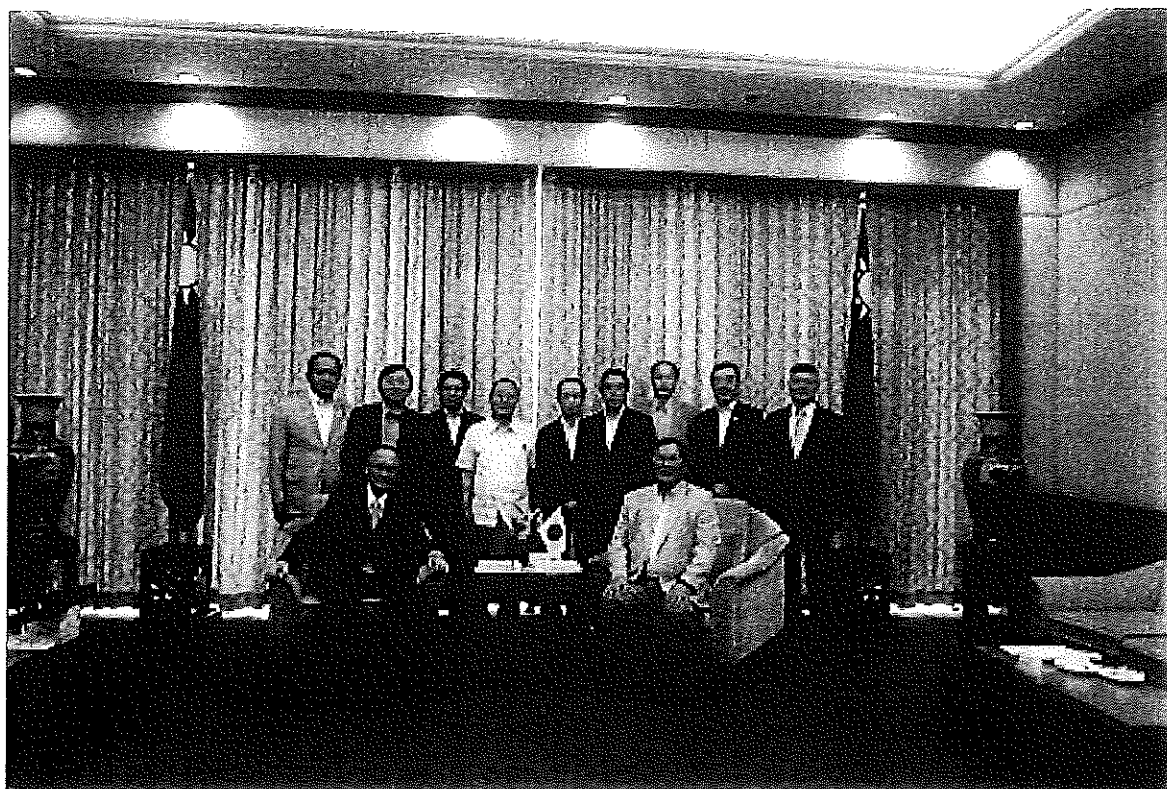
朱 文 清

顧問兼台北文化センター長  
台北駐日經濟文化代表處

平成30年度

静岡県議会日華友好議員連盟  
台湾訪問 報告書

平成30年6月3日(日)～7日(木)



静岡県議会日華友好議員連盟 訪台日程

日 付		行 程	備 考
6/3 (日)	14:35 17:15	羽田空港集合、チェックイン 羽田空港発 (C I - 2 2 1) 台北松山空港着 宿泊先へ	台北首都大飯店 泊
6/4 (月)	10:00 12:00 14:00	静岡県台湾駐在員事務所訪問 台湾日本関係協会との昼食会 台湾立法委員との面会	台北首都大飯店 泊
6/5 (火)	10:30 14:30	高速鉄道にて台中市内へ 台湾国際教育旅行連盟訪問 921 地震教育園区視察 高速鉄道にて台北へ	台北首都大飯店 泊
6/6 (水)	09:30 14:00	日本台湾交流協会台北事務所訪問 ITRI 視察 専用車にて台北へ	台北首都大飯店 泊
6/7 (木)	朝 09:00 12:55	台北松山空港へ 台北松山空港発 (C I - 2 2 0) 羽田空港着	



静岡県議会日華友好議員連盟 参加者

	氏名	所属等
1	森 竹治郎	日華友好議員連盟会長 自民改革会議
2	多家 一彦	日華友好議員連盟副会長 自民改革会議
3	三ツ谷 金秋	日華友好議員連盟副会長 ふじのくに県民クラブ
4	土屋 源由	日華友好議員連盟事務局長 自民改革会議
5	和田 篤夫	自民改革会議
6	鳥澤 由克	自民改革会議
7	鈴木 澄美	自民改革会議
8	野田 治久	自民改革会議
9	櫻町 宏毅	ふじのくに県民クラブ
10	宮崎 悌三	静岡県台湾駐在員事務所長（6月4日同行）
11	内藤 晴仁	静岡県台湾駐在員事務所副所長（6月5日、6日同行）

## 台湾駐在員事務所訪問

日 時：6月4日（月）9時30分～11時

場 所：台北市中山区南京東路二段137号（連邦商業ビル）13階

静岡県台湾駐在員事務所

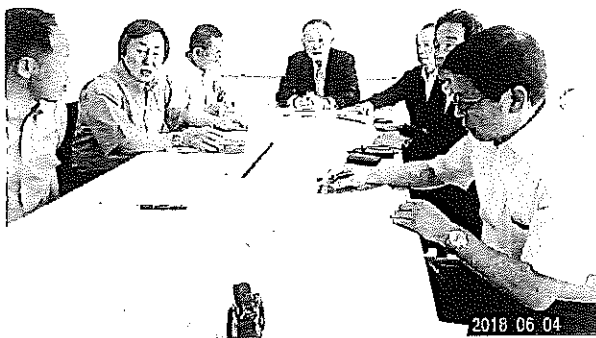
応対者：宮崎悌三所長（地域外交参事官）

内藤晴仁副所長（ 〃 専門官）

### 事情聴取及び意見交換概要

まず、森会長から台湾事務所職員の日頃の活動に敬意を表するとともに、今回の視察で特段の配慮をいただいたことに感謝を申し述べ、土屋事務局長より土産をお渡しした。

続いて、宮崎所長より、台湾事務所設置目的や主要事業について説明があった。観光、文化、教育、経済、防災等の各分野における交流促進対応や県内市町の台湾との交流支援、



県産品プロモーションをはじめとする販路開拓、拡大支援、イベントの出展やHPなどを通じた本県の広報などであるが、やはり、核心部分は静岡空港と台湾との定期便増便に向けた取組についてであった。静岡—台北便の平均搭乗率は80%近くを保っているにもかかわらず、5月から週4便から2便に減便した。10月には静岡空港の増改築も完了し、増便も可能になる中でのこの件に関する宮崎所長の指摘は大変参考になった。まず現在台湾は民進党政権であり、チャイナエアラインの経営陣はドライに合理化する方針を取っていること、静岡空港利用料が高いこと、静岡便は、発着の曜日、時間も台湾旅行者のみならず、華僑の東南アジアネットワークにとってもいい条件



とは言えないこと、日本側の台湾への利用者が大きく見込み違いだったことなどが大きな要因であるということであった。さらに、台湾では同格の上役でなければ、相当の上役には会えないため、台湾事務所から県庁に情報を上げて検討されても、事務所だけでは対応できないため、県から現地に足を運んで一緒に取り組み対処して欲しいとのことであった。

各議員からは、日本のエアライン、LCCや、台北（桃園）以外の空港の就航の可能性などについての質問とともに、さらなる静岡の観光や食、立地条件の良さなどのピーアールをはじめとして、あらゆる手を尽くして増便を目指したいとの意見が出た。

最後に、宮崎所長から、もっと多くの静岡の自治体や企業が視察や研修などで、静岡空港を利用しなければ相手が納得しない、さらに相手の要望を的確に把握したうえで、どこに、誰にアクセスすべきであるかしっかりと戦略を練り、適格な判断のもとで相手の懐に飛び込まなくては交渉できないという言葉が現場の生の声として印象的であった。



## 台湾日本関係協会訪問

日 時：6月4日（月）12時～13時30分

場 所：アンバサダーホテル12階

台北市中山区北路二段63号

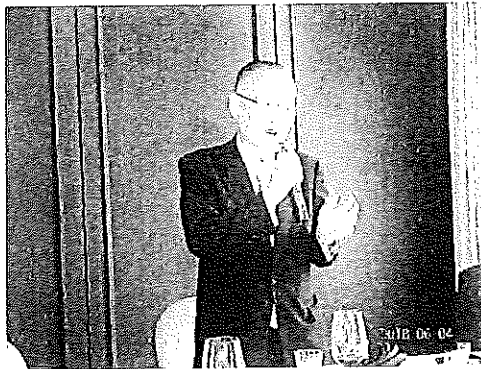
応対者：台湾日本関係協会秘書長 張淑玲

外交部亞東太平洋司日本総合事務科科长 李蕙珊

科員 張祖維

随行者：静岡県台湾駐在所所長 宮崎悌三

## 概 要



冒頭、森団長より、平成25年に本県が駐在員事務所が開設され5年が経過し、この間、台湾日本関係協会の協力のもと、様々な分野での交流が促進され、本県と台湾との交流人口は拡大しつつあると、感謝の意を表した。また、今回の訪問を機に、本県と台湾との関係をより一層強固なものとし、双方の更なる発展に向けた意見交換を行うとともに、現在週2便に減便になっているチャイナエアライン直行便の復便への支援依頼を伝えた。

続いて、張淑玲秘書長から視察団に対し、歓迎の挨拶を頂いた。台湾日本関係協会及び日本台湾協会は、1972年に中華民国と日本の国交断絶を受け、形式的には両国間中には国交がないなかで、貿易、経済、技術、文化などの民間交流関係を維持するため、同年12月に設立された東亜関係協会以来、静岡と台湾は観光や教育旅行、あるいは防災など多面的に交流を深めてきたことなど話された。しかしながら、チャイナエアラインの静岡—台北直行便の搭乗率UPには限界があることや台北空港（桃園）や松山空港は飽和状態に



近いなど、復便へのハードルの高さも話された。その後、会食を進めながら、参加各議員が自己紹介をしながら、サイクリングによる交流、富士山や韮山反射炉、山葵などの世界

遺産を生かした魅力的な観光メニューの提案など地元のピーアールを行った。再び張秘書長からは、台湾人の地域を巡る鉄道旅行ブームが盛んで、外国人向け JR ジャパンレールパスで天浜線や伊豆急、駿豆線などの私鉄も乗れるように工夫してほしいといった、細かな指摘も伺い有意義であった。また、先輩議員からは、太平洋戦争という両国にとって苦痛な歴史があるにもかかわらず、今日に至るまで台湾人は大変親日的であること、台湾の内政、民進党と国民党では日本に対する親密度や中国との距離の取り方など課題もあるが、2011年東日本大震災発災時の台湾からの多大な支援は改めて日台の友好と交流を深めた転換点であった、など友好的な意見を述べ、今後の日台関係の発展に期待を表した。

これらの意見に対し、張秘書長から高齢者、先人たちの日本に対する感情と、若い人たちの日本に対する思いに大きな隔たりがあるのも事実であるが、若者による交流が両国の将来にとって大変重要なことであると締めくくった。



## 台湾立法委員との面会

### 1 訪問目的

日本の国会に相当する台湾立法院を訪問し、交通委員会に所属する立法委員との面会を通じて、チャイナエアライン直行便の復便に向けた支援を依頼する。

### 2 概要

- ・調査日 平成30年6月4日(月) 午後2時30分～3時30分
- ・場所 立法院中興大樓 台北市濟南路1段3之1号
- ・応対者 陳明文(ちんめいぶん)氏 民主進歩党員

### 3 <立法院>

台湾の立法機関。日本の国会に相当し、立法委員は国会議員に相当する。全113議席のうち、68議席を民主進歩党が占める。9つの常任委員会があり、交通委員会はその一つ。



### <チャイナエアライン>

台湾のフラッグキャリアであり、本県富士山静岡空港と台湾桃園空港で直行便運航している。平成29年度の平均搭乗率はほぼ80%に達しているものの、平成30年5月13日より、週4便が週2便へと減便されている。

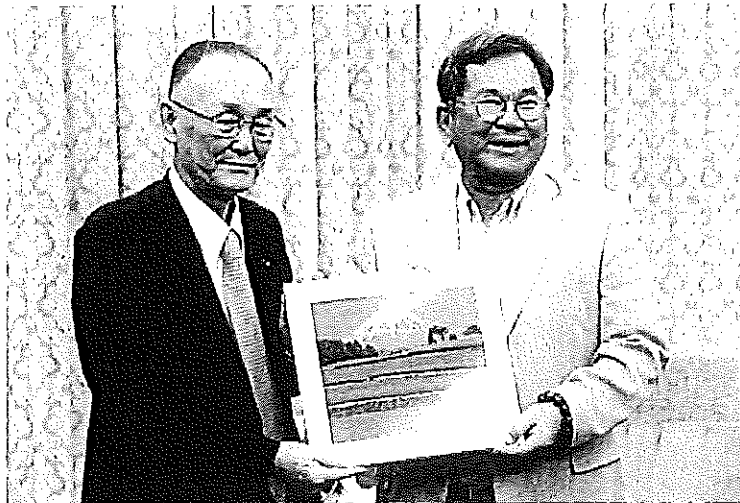
### 4 考察

今回の訪問で最初に挨拶をされた陳明文氏は、この訪問を受けた理由を3点挙げられた。一つは、静岡県との関係の深い嘉義県の前知事であったこと。二つ目は、交通委員として、航空便についての要望活動である内容であったこと。3

つ目は息子の嫁が浜松市出身であり、静岡県との強い関係がありしっかりと対応すると言われました。

チャイナエアラインへの要望を先に調査してくれており、会社の会長にもその事実関係を確認していました。ただ、航空会社とすると、日本からのお客の確保が出来ていないことが大きなネックとなっており、また、羽田やセントレアなどに就航のLCC（格安便）との競合もある中では、単価を上げることが出来ず、採算性の高いルートに変更せざるを得ないとの説明がありました。

静岡県の旅行日程の組み方にも工夫が必要との指摘もあり、国土交通省には、減便とならない様に働きかけはしているものの、台北便に拘らず、地方（台中、台南）方面に就航をすることも検討してみてもとの話でした。ちなみに自分が出身地である嘉義の空港ではどうかとの提案もされました。話の状況では、復便に向けた動向は非常に厳しいと感じました。



# 台湾国際教育旅行連盟視察報告

国立台中文華高級中学校の玄関にて薛 光豊（せつ こうほう）台湾国際教育旅行連盟総会長の出迎えを受けた。

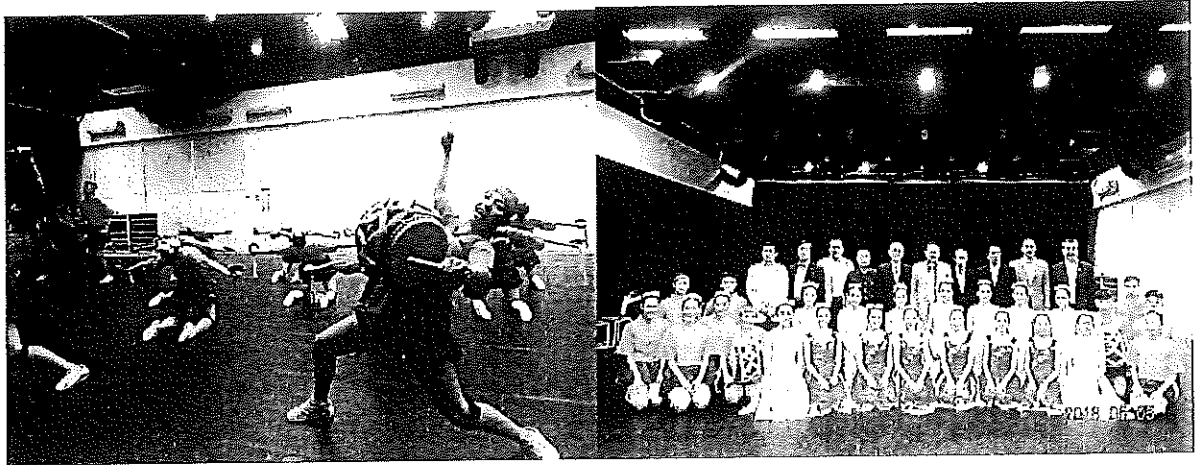
会議室に案内され薛光豊総会長より、歓迎の言葉と同席した5名の教職員の紹介があつた。先週、静岡県を訪問し知事・副知事・教育長に会い様々な意見交換を行う事ができ、知事も台湾に来て頂きここ数年間良好で緊密な関係が構築されている。南伊豆町長や下田市の高校生も訪れて昨年度、交流会を開催した。



国立台中文華高級中学校は、60クラスあり1,400名の在校生があり、日本との交流を重視している。台湾から今年度、日本を訪問したい学校は270校となっており、昨年度、日本から台湾に241校が訪れそのうち24校が静岡県の高校となっているとの説明があつた。

文化活動において特に力を入れているのが、ダンスクラブの活動であり、10年間台湾で常に1位を保っている。日本公演も行い好評を博しているとのことであり、この後、ダンスクラブの実演を披露したい旨申し出があつた。会議終了後ダンスクラブの演技を視察したが、伝統から培われた美しさと躍動感が感じられ議員全委員が感動をした。静岡県と今後は、ダンスを通じて友好交流を深める活動をしていきたい旨話があり高校のダンスクラブの紹介をしてほしいとの依頼が総会長から提案された。





続いて、日華友好議員連盟森会長より謝辞と共に視察訪問の趣旨説明及び参加議員の紹介が行われ、合わせて視察訪問の目的と感謝の言葉が述べられた。静岡県が行っている高校生を対象とした、国際グローバル人材育成政策の概要と予算措置についての説明がなされた。

県下96校の内20校以上、私立高校5校以上が台湾の修学旅行を計画している報告をした。この事は、総会長が何度も繰り返し訪問して頂いている成果であり、治安がいい事、親日的、故宮博物館等学ぶところが多いことなどが高く評価されている点だと思われる旨の話が述べられた。又、若い生徒同士が相互交流し真の姿を知ることは、真の台湾を知る事にも繋がりがこれからの日本と台湾にとつても大変いいことだと期待することなどが述べられた。



国際教育旅行連盟側より説明が続いた。

旅行連盟としては、青年のグローバル化の対応と視野を広げるため、高校生の教育旅行は重要な施策の一つとして推進している。目標としては、教育旅行を通して、国際的視野を広げ交流と見学を通じて様々な学習内容と方法を見出すこと、また、異文化の尊重と理解を学習すること。

## 台湾国際教育旅行連盟の業務内容の説明要旨

- 1) 高校の国際教育旅行に関する業務の補助
- 2) 海外の高校と台湾の高校との交流希望相互のマッチング促進業務
- 3) 教育省の指示により、国内の各高校の国際教育旅行計画の審査を行う
- 4) 韓国や日本からの依頼により、現地説明会の開催協力支援と事前講習会の開催の実施
- 5) 各高校からの要望・問い合わせ事項の回答
- 6) 国際教育旅行に関する視察訪問事業に協力する
- 7) 海外からの訪問者の対応と案内の実施
- 8) 定期的な数値解析による施策への反映と機関紙の発行によるPR活動
- 9) 国際教育旅行に関する研修会の開催

## 社会と文化体験について

旅行は、その国を知り理解するうえで大変重要である。観光スポットを訪門その土地の生活に触れ実体験をすることは、文化交流を行う上で最善な方法だと思われる。「他人に迷惑をかけない」は、日本人の国民性でありこの考え方により、法律やルールを守る良い国民性を培っています。日本人は、自分に厳しく伝統を重んじる点も日本を世界で文化意識の極めて高い国にしている要因だと考える。様々な企画とテーマを通じてこのような社会と文化を学ぶよう指導している。

観光訪問者のほとんどが、北部方面特に台北市内を中心に観光をしているが、台湾全土を視野に入れて訪れて頂き、各地の異なった文化に触れて頂きたいとの依頼事項も詳細に述べられた。

● 921地震教育園区

(1) 対応者

黄 嘉慧 (解説員)

郭 嘉倫 (訓練教官、消防士)

(2) 6月5日、台中市霧峰区の「921地震教育園区」を視察した。

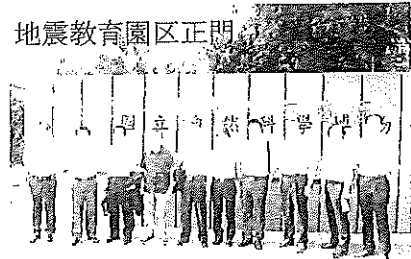
1999年9月21日、台湾中部で発生したマグネチュード7.3の地震は、死者2415名、負傷者11306名、行方不明者29名、倒壊家屋約3万棟と言う大きな被害であった。

本施設は、この地震で倒壊した中学校を、生きた地震防災教育の教材として提供、断層のズレや倒壊した校舎などが保存された地震の記念館として整備されたものである。また、国立自然科学博物館としての位置づけもあり、施設区分としては次の5つ

- ① 断層保存館 (中学校のグラウンドを横切っている車籠埔断層が地震活動で大きく動いた断面をそのまま保存)
- ② 地震工学教育館 (地震のメカニズムや建築物の耐震要件などを体験しながら学べる施設)
- ③ 再建記録館 (地震災害後の官民挙げての再建・復興についての展示館)
- ④ 映像館 (地震発生による被災状況、救助・救援活動、再建・復興等の画像、音声データ、地震の揺れシミュレータ体験等)
- ⑤ 防災教育館 (地震だけではなく風水害を含めた自然災害等への防災教育に資するもの)

に区分され、地震防災を中心に生きた教材として、学校教育はもちろん一般市民の防災意識の高揚にも役立っている。また、近年では観光施設にも活用しているとの説明があった。

県は、平成26年以降現在までに、台湾の8県市と「防災に関する相互応援協定」を締結しているが、県の防災施設では体験できない分野の展示物もあり、防災に携わる関係職員等の防災力向上に、この施設を活用することも一つの方法だと考える。



活断層の展示

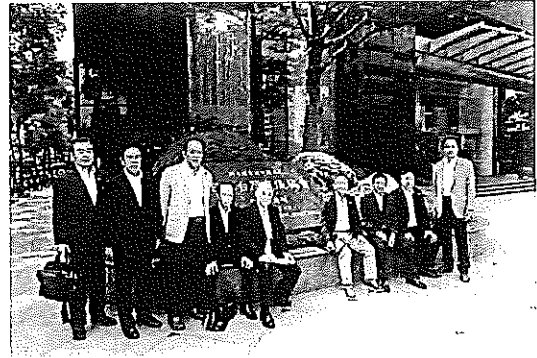


地震工学教育館



## 日本台湾交流協会台北事務所訪問

視察日時 平成 30 年 6 月 6 日 (水) 9:00~11:00  
視察場所 日本台湾交流協会台北事務所  
対応者 主席副代表 横田 光弘氏



(主席副代表 横田光弘氏と視察団) (日本台湾交流協会台北事務所入口にて)



(主席副代表 横田光弘氏)



(視察団との意見交換の様子)

### 聴取内容

聴取に先立ち、森団長より視察目的を説明。

- ①チャイナエアランの週 4 便への復便要請
- ②教育旅行の規模拡大 他

以下、森田主席副代表より

- ・ 修学旅行は日本→台湾 37,000 人 (2017 年)、台湾→日本 9,000 人 (同)  
静岡県から台湾を選択する学校が多い。理由は韓国や中国と比べて政治的に安定しているから。今後も高校生のパスポートの取得率を高める工夫を。

- ・ 観光客の動向は日本→台湾 180 万人／年（2017 年度）に対し、台湾→日本は 450 万人／年（同）であり今後も伸びる可能性は高いが、飛行機の発着枠と座席確保が困難な状況が続いている。クルーズ船での訪日観光客に期待。
- ・ チャイナエアラインの減便の理由
  - 1) 利益が出る路線に集中させたい（富山や鹿児島等）
  - 2) 台北の空港の発着枠が限界
  - 3) 訪台の 8 割が台北地区、台中や台南、高雄に振り分けたい
  - 4) LCC への依存度が高まっている
- ・ 人の往来に限界があるならば貨物にシフトする手がある。農産物の輸出の可能性を探る。

#### 質疑応答

Q；東京オリパラの自転車競技が伊豆市で開催されるが、台湾からの訪日客拡大に向けてどのように取り組むべきか？（野田議員）

A；

- ・ 台湾には GIANT という世界的に有名な自転車メーカーがあり、国内の自転車競技人口は多いし、しまなみ海道など、自転車を目的とした訪日企画も好調である。ポイントは情報発信。インスタグラムを使って絶景ビューポイントを紹介したり、台湾の有名ブロガーを招へいして紹介してもらうなどの工夫を。
- ・ 伊豆市ならではの競技を企画して発信すること。

Q；富士山世界遺産登録を契機とした台湾からの誘客に対してアドバイスは？（鳥澤議員、土屋議員、鈴木議員、桜町議員）

A；

- ・ 富士山は静岡県と山梨県にまたがっているので、両県の連携による広域的な周遊ルートの確立が不可欠。宣伝の際には中国本土との差別化を図るため、案内文字は繁体字（中国語の台湾バージョン）を活用すべき。
- ・ 台湾人はストーリー性を尊重するので、韮山反射炉などは明治近代遺跡遺産の一つとして周遊させるなどの取り組みが必要。
- ・ 台湾人には登山の趣味を持つ人が少ない。富士山登山はあまり魅力的ではないか。
- ・ 富士山周遊サイクリングの企画はおもしろいかもしれない。

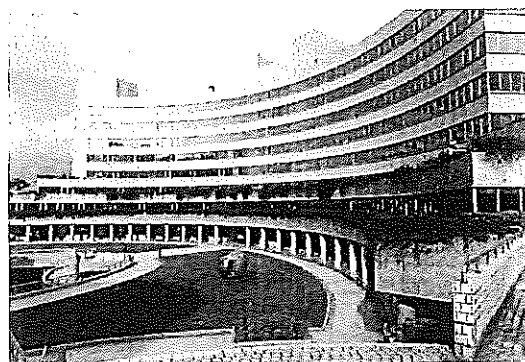
Q；観光面だけでなく台湾が直面する課題とは？（多家議員）

A；

- ・ 一つは次世代の産業が何になるか。台湾はベンチャー企業の育成に積極的。I Rや自動運転などが候補になる。日本企業との連携は大いに期待している。
- ・ もう一つはエネルギー。政権が変わって原発は2025年までにゼロにするとしているが、現時点で電力供給予備率は2~3%しかない。最近大規模停電が発生して大きな混乱が生じた。夏場に向けていつ停電するかひやひやしている。現政権は再生可能エネルギーの推進を掲げているが、原発に代わる大きな発電方式は確立されておらず、理想と現実とのギャップが大きい。

## 工業技術研究院訪問

視察日時 平成30年6月6日(水) 14:00~16:00  
視察場所 工業技術研究院 (ITRI) 新竹市  
対応者 工業技術研究院 副院長 張培仁氏  
バイオメディカル技術研究所 副所長 黄崇雄氏 ほか研究員



(説明いただいた研究者達と記念撮影) (工業技術院は広大な施設であった)

「工業技術研究院 (ITRI)」は、台湾經濟部 (日本の経済産業省) が設立した財団法人で、予算は国が50%、企業が50%出資して運営されている。この機関の使命は「先端技術研究開発により、産業成長または経済価値を創造し、社会福祉そして幸せな暮らしを支える」としている。国家のシンクタンクであり、グリーンキャンパスの恵まれた環境、子どもたちへの科学体験教室などの活動も実施している。

台湾最大の産業技術研究開発機構で、職員数は6,000名を超え、そのうち博士号を取得しているのは1,395名。特許件数は26,428件で、年間相談件数は16,247社、技術移転は年間579件に上る。また、テクノロジーのオスカー賞を毎年受賞し、この施設の研究者が代表等となるスピンオフ企業は136社で24,000人がこれらのベンチャー企業で活躍している。

研究に連携する地域は、アメリカのシリコンバレーのほか、ベルリン、モスクワと東京に事務所が設置され、国内では東京大田区と埼玉県のそれぞれの工業技術関連機関と連携しているとのことであった。

視察では、最初に研究院副院長の張培仁 (Pei-Zen Chang) 氏の歓迎のあいさつを受け、研究成果を展示したフロアで代表的なものについて説明を聞いた。



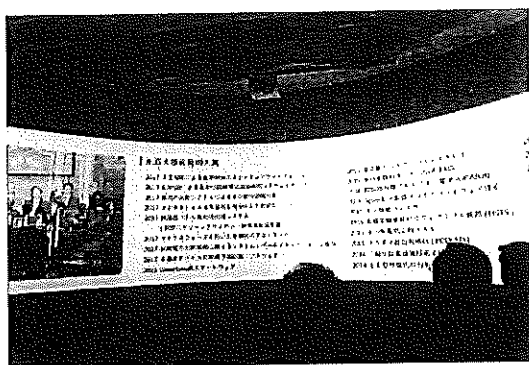
(副院長 張 培仁氏)



(エコツリーの前で記念撮影)

フロアーの中心にはこの研究機関で開発された先端技術の詰まった「エコツリー」があり、「太陽」(薄膜の太陽光発電)、「空気」(光触媒による浄化)、「水」(汚水処理機能)をテーマに、モニュメントの役割を果たしていた。

先端技術の実用化の例では、Wi-Fi から光通信へ。リチウムイオン電池からS TOBA電池へ。液晶のリサイクル処理から生まれた重金属などの吸着材料。腕の動きでコンピューターなどに指令が出せるマンーマシンインターフェイス。アルミイオンバッテリー。大型のヘッドアップディスプレイ。脚気患者を支援する医療器具。身体障害者の歩行等を支援する装置など、先に記した研究所が目指す「先端技術による幸せな暮らしを支える」事例に驚かされた。少子高齢化が進み医療や介護の現場への応用例が実現し展示されていた。



(最初に映像で取り組み概要を学ぶ)



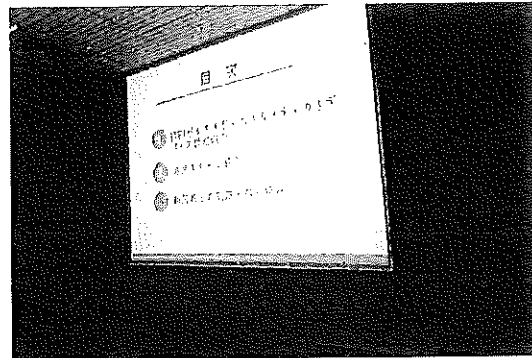
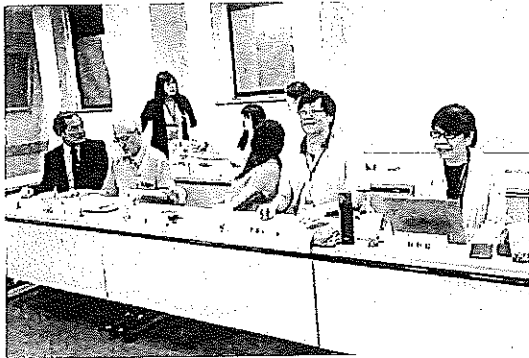
(最先端の研究成果を聞く)

その後会議室に移り、「ITRIの役割および産学連携について」事例を交えながら国際センター副センター長の楊馬田氏から。また、「ITRIのバイオメディカル&メディカルデバイス領域の連携モデル紹介」、「連携スキームの紹介」、「静岡県との交流と取り組み」について、バイオメディカル研究所副所長の黄崇雄氏とバイオメディカル研究所企画マーケティング部長の陳延碩氏らから説明を受けた。





(バイオメディカル技術研究所副所長の黄崇雄氏ほか研究員達)



(研究分野毎のスタッフが説明) (本県との取り組みについても説明を聞く)

静岡県との交流では、本県の産業集積クラスターである、機能性食品・バイオテクノロジー創薬・医療支援機器等の交流が図られている。これらは、静岡県立大学における茶の効能研究（フードサイエンスバレー）、静岡がんセンター主催の「静岡がん会議」での講演（ファルマバレー）、浜松ホトニクスとの連携（フォトンバレー）などがある。

これらの講義の後は質疑応答に移り、視察団から、①お茶の葉の研究について。②施設の運営予算やベンチャー企業の立ち上げと支援について。③本県議会に期待すること。④ベンチャー企業の立ち上げに関し金融機関の関与（事業として成立するかの見極め等）などの質問があった。答弁は以下の通り。

- ① については、本県内の飲料メーカーを紹介され、黄金（黄色）茶葉や歯科分野での機能性食品等の開発を行った。さらに、茶葉からの取り出したオイルの有効活用について化粧品などへの応用を検討してみたい。
- ② については、年間予算は約600億円で財源は国と民間企業等からの委託研究費で賄っている。ベンチャー企業にはITRIの研究者がキーパーソン

ンとして参加し主導する。事前の企業評価は I T R I 内にあるベンチャーキャピタルが行い、経営や事業性を審査する。可能と判断されれば様々なインセンティブが与えられ、例えば技術支援はもとより、ロイヤリティの支払いにおいても、このような事業では立ち上げ当初は資金不足などで苦労することもあり、また、事業を進めていく中で新たな投資も発生することから、いくつかの支払い方法が用意されている。さらに、I T R I が有する試験設備や試作機器なども利用できる。

- ③ については、本県との連携では今のところうまくいっているので、今後何かあればサポートをお願いしたい。
- ④ については、②にでも答弁したとおり、ベンチャーキャピタルが担っている分野でもある。金融機関は技術面評価が困難であり I T R I の体制で十分まかなえている。融資については、中小企業支援センターもありそこでサポートしている。国の施策として中小企業支援策なども活用している。

研究機関としてはハイレベルなものであり、研究内容の説明では十分理解できないものもあるが、世界の経済状況は開発途上国が早い速度で追い上げており、先進国として将来もリードし生き残るためには、先進技術の研究開発とそれによる企業化の取り組みが欠かせないこと。それを実現するためのベンチャー企業の育成をセットで進めている経済戦略は、我々日本、とりわけ静岡県にとっても重要なテーマである。

本県が取り組む静岡県産業集積クラスターは、その実現に向けた大きな基盤であり、台湾という技術立国とパートナーシップを築き、世界レベルでの連携と推進が重要であることは理解できた。

整理番号	40
------	----

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	( )
----	-------	------	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 (6月分)		
年月日	平成30年6月4日~平成 年 月 日	金額	79,600 円

目的	政務活動を行うための自動車のリース
使途	自動車リース料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

リース料総額(93,749円)から自動車重量税、自動車保険等政務活動費対象外経費を除いた79,600円を充当する。




13	30-05-16	FF
14	30-05-18	BA
15	30-05-28	BF
16	30-05-28	BF
17	30-05-31	BF
18	30-06-01	BF
19	30-06-01	BA
20	30-06-04	BF
21	30-06-11	BF
22	30-06-15	FF
23	30-06-15	FF
24	30-06-15	FF

\*93,749 トヨタファイナンス (カ)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	79,600 円	100 %	79,600 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	21
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目      サーチキー      支 出 証 拠 書

7 7 8 - 0 0 2

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三 ツ 谷 金 秋 )




経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	平成 30年6月 5日~平成 年 月	金 額	5,963 円

目 的	政務活動に必要な新聞購読料		
使 途	( 6月分) 静岡・中日新聞		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動に必要な情報を収集し、議会対応や県政運営に役立てる。		
《領収書貼付枠》	① 30-06-05 BF ② 30-06-05 BF ③ 30-06-22 AA	● *2,980 ● *2,983	磐田新聞堂 寺田新聞店

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,963 円	100 %	5,963 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	72
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 磐田ふれあい基金協会 会費		
年月日	平成 30年 6月 10日～平成 年 月 日	金額	3,000 円

会の趣旨・目的	高齢者、障害者に対して、明るく安心して生活ができる社会の実現を目指し、地域福祉活動に取り組んでいるボランティア団体と連携・支援を行うと共に、高齢者、障害者の自立支援、生きがいづくりに関する事業を行い、地域福祉の推進に寄与する。
会の活動内容等	① ボランティア育成事業 ② 高齢者・障害者夢サポート事業 ③ 寝たきり高齢者、障害者に対する美容訪問サービス紹介事業 ④ シニア生き生き倶楽部育成事業 ⑤ シニアふれあいサロン事業 ⑥ 献血普及活動と日赤事業への協力
政務活動・県政との関連性	協会の行う地域での助け合いを通じて町おこしを支援するなど、県政発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000 円	100 %	3,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



## 特定非営利活動法人磐田ふれあい基金協会定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人磐田ふれあい基金協会という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県磐田市国府台37番地の26に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、高齢者及び障害者に対して、明るく安心して生活ができる社会の実現を目指し、地域福祉活動に取り組んでいるボランティア団体と連携・支援を行うと共に、高齢者及び障害者の自立支援並びに生きがいづくりに関する事業を行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（別表第1号）
- (2) 社会教育の推進を図る活動（別表第2号）
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（別表第12号）

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① ボランティア育成事業
  - ② 高齢者・障害者夢サポート事業
  - ③ 寝たきり高齢者、障害者に対する美美容訪問サービス紹介事業
  - ④ シニア生き生き倶楽部育成事業
  - ⑤ シニアふれあいサロン事業
  - ⑥ 献血普及活動と日赤事業への協力

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員  
この法人の目的に賛同して入会した個人等
- (2) 賛助会員  
この法人の目的に賛同し、会の活動を支援する法人、個人等

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 正会員として設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できるものであること。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 2人

(3) 理事（理事長及び副理事長を含む） 6～12人

(4) 監事 3人



(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する前までに総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産

(6) 静岡県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決、承認された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 3000円

(2) 賛助会員（法人） 10000円以上

(3) 賛助会員（個人） 1000円以上

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
理事長	飯田 好治
副理事長	三井 一雄
副理事長	大橋 忍
理事	鈴木 敬徳
理事	磯部 朝二
理事	鈴木 健次
理事	田中 保男
理事	竹本 政廣
理事	門奈 秀樹
監事	今川 和夫
監事	河村禮己夫
監事	堀部 一郎

整理番号 43

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三 ツ 谷 金 秋 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入		
年 月 日	平成 30年 6月 11日~平成 年 月 日	金 額	2,337 円

目 的	事務を行うための文房具購入																		
使 途	クリアーファイル、カードホルダー																		
政務活動・ 県政との 関連性	—																		
《領収書貼付枠》	<p style="text-align: center;">文具スーパー <b>事務手元</b> JIMU-KICHI</p> <p>磐田店 磐田市弥麻太島557-1 TEL 0530-36-1001</p> <p>毎度ありがとうございます。 ***** 領収書 *****</p> <p>2018年06月11日 13:55 印 No. 1 担当者:6 </p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">カードホルダー E 240 7枚</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">¥642</td> </tr> <tr> <td>カードホルダー E 240 7枚</td> <td style="text-align: right;">¥642</td> </tr> <tr> <td>クリアーファイル A4S 1</td> <td style="text-align: right;">¥1,053</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">¥2,337</td> </tr> <tr> <td>(内消費税)</td> <td style="text-align: right;">(¥173)</td> </tr> <tr> <td>総合計</td> <td style="text-align: right;">¥2,337</td> </tr> <tr> <td>お預り</td> <td style="text-align: right;">¥5,000</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td style="text-align: right;">¥2,663</td> </tr> </table> <p>999999999999 No.767714</p>			カードホルダー E 240 7枚	¥642	カードホルダー E 240 7枚	¥642	クリアーファイル A4S 1	¥1,053	小 計	¥2,337	(内消費税)	(¥173)	総合計	¥2,337	お預り	¥5,000	お釣り	¥2,663
カードホルダー E 240 7枚	¥642																		
カードホルダー E 240 7枚	¥642																		
クリアーファイル A4S 1	¥1,053																		
小 計	¥2,337																		
(内消費税)	(¥173)																		
総合計	¥2,337																		
お預り	¥5,000																		
お釣り	¥2,663																		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,337 円	100 %	2,337 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 44

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(岡本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証 拠書

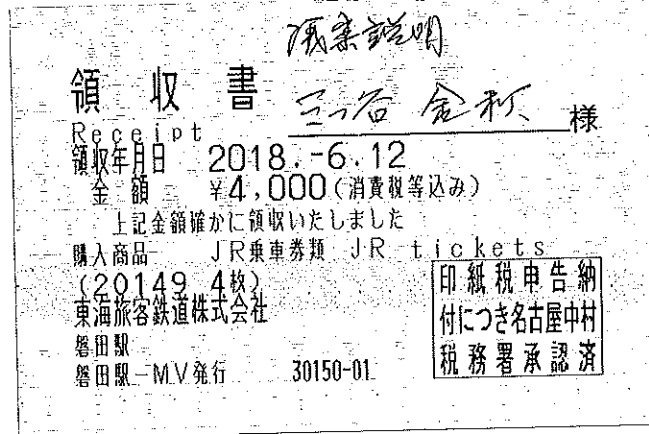
776 - 004

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	議員総会		
年月日	平成 30年 6月 12日~平成 年 月	金額	4000 円

目的	会派議員総会、6月議会議案説明
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	会派内の意見を調整、集約し県政の発展に役だてる

《領収書貼付枠》



按分の理由~全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4000 円	100%	4000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号	46
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 8 2 - 0 0 1

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三 ツ 谷 金 秋 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	平成 30年 6月 15日~平成 年 月 日	金 額	150,594 円

目 的	政務活動を補助する職員を雇用																																						
使 途	( 6月分) 給与																																						
政務活動・ 県政との 関連性	—																																						
<<領収書貼付枠>> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>給与・手当</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>594 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>150,594 円</td> </tr> </table>				給与・手当	150,000 円	振込手数料	594 円	合 計	150,594 円																														
給与・手当	150,000 円																																						
振込手数料	594 円																																						
合 計	150,594 円																																						
<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>13</td> <td>30-06-11</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>30-06-15</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>30-06-15</td> <td>150,594</td> <td>150,594</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>30-06-20</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>30-07-02</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>30-07-10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>30-07-10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				13	30-06-11			14	30-06-15			15	30-06-15	150,594	150,594	16	30-06-20			17	30-07-02			18	30-07-10			19	30-07-10			20				21			
13	30-06-11																																						
14	30-06-15																																						
15	30-06-15	150,594	150,594																																				
16	30-06-20																																						
17	30-07-02																																						
18	30-07-10																																						
19	30-07-10																																						
20																																							
21																																							


按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	150,594 円	100 %	150,594 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

給与支払明細書

平成 30 年 6 月分

氏名 

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
円 150000	円 0	円 150000	円	円	円	円 150000
					受領印	
					受領日	6 月 15 日

雇用実績表

6月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	金		5	運転手。記帳。政務一般。以下同じ。
2	土		5	
3	日		5	
4	月		5	
5	火		5	
6	水	休み		
7	木		5	
8	金		5	
9	土		5	
10	日		5	
11	月		5	
12	火		5	
13	水	休み		
14	木		5	
15	金		5	
16	土		5	
17	日		5	
18	月		5	
19	火		5	
20	水	休み		
21	木	休み		
22	金		5	
23	土		5	
24	日		5	
25	月		5	
26	火		5	
27	水	休み		
28	木		5	
29	金		5	
30	土		5	
計	(A) 125	(B) 25 × 5 = 125		

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30 年 6 月 30 日

ふじのくに県民クラブ 三ツ谷金秋



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

② (B) [ 時間 分 ] × 単価 [ 円 ] = 円

②総支給額 [ 150000 円 ] × (B) / (A) = 150000 円

\*証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 47

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費 <u>広聴広報費</u> 要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	中京支部総会と地震防災の報告会		
年月日	平成 30年 6月 17日~平成 年 月	金額	9500円

目的	中京支部での、ふるさと防災対策の現状報告
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	本県出身者へ地震防災対策の報告をすることで、ふるさと納税などの理解を得るため

《領収書貼付枠》

領収書 No 25 1  
 窓口 No  
 領収書  
 額 9,500円  
 「消費税等込み」  
 金額  
 但し、乗車券類として  
 上記金額確かに領収致しました  
 30年6月17日  
 東海旅客鉄道株式会社  
 ご利用いただきましてありがとうございます  
 印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務承認済  
 磐田駅  
 現金出納社員

按分の理由~全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9500円	100%	9500円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## 開催のご案内

磐商・磐西高等学校同窓会中京支部

三ツ谷金秋 様

前略 桜の開花とともに新年度を迎え大変お忙しいことと存じ上げます。

同窓会の活動に於いては何かとお世話になり有り難く存じます。

来年は母校創立80周年を迎えるにあたり同窓会会長、校長先生 をお招きし懇親を深めたいと思いますのでぜひご臨席賜ります様お願い申し上げます。

草々

### 記

開催日時 6月17日 「日」 11時30分より受付 12時開催

場 所 キャッスルプラザ 4階菊の間 052-582-2121

名古屋市中村区名駅4-3-25

JR名古屋駅より徒歩5分桜通りユニモール地下街11番出口

会 費 男性 8000円

女性 6000円

恐れ入りますが同封のハガキにて5月20までにご返事をお願い致します。

平成30年4月

支部長 喜多川博

副支部長

副支部長

会 計

監査役




監査役

相談役

相談役

顧 問

顧 問

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>平成30年6月18日</p> <p>会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ 三ツ谷金秋</p>						
目的	中京支部総会での県政報告(遠州灘堤防修築と津波対策)					
年月日	平成30年6月17日					
場所	名古屋市中村区名駅4丁目8番25号 キヤッスル プラザ					
内容	<p>1 行程                  福田→磐田→浜松→名古屋(往復)</p> <p>2 応対者                  支部長 轟多川 博 招地 20人</p> <p>3 聴取内容                  静岡県での防災の現情と、遠州灘での堤防の構築を県おのりカレ資料で説明した。</p> <p>4 県政への反映                  中京に居住する方でも地元が必要であると両親・兄弟などの住環境などへの関心と、安全確保の姿勢を県政に</p>					

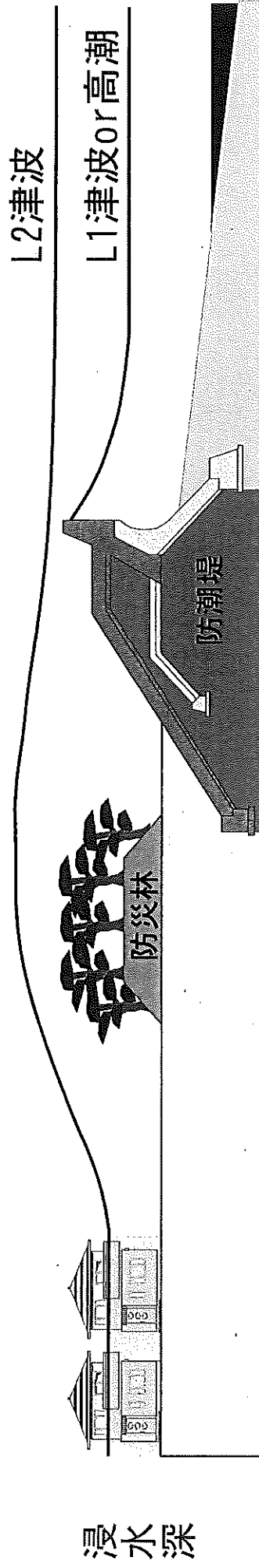
\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。



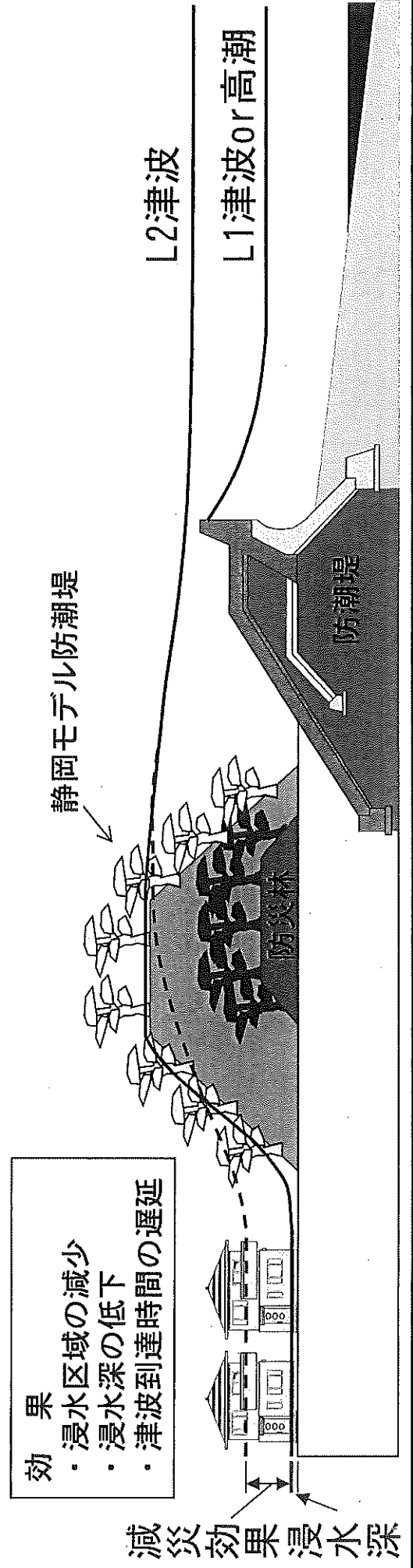
# レベル1を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備推進

「静岡モデル防潮堤」とは、震源域に近いため津波の到達時間が短く、多くの人口・資産が集中する低平地において広範囲に甚大な被害が想定されるという本県特有の課題への解決策として、既存の防災林等の高上げなどによる安全度の向上策

レベル1 津波対策施設の整備



静岡モデル防潮堤の整備

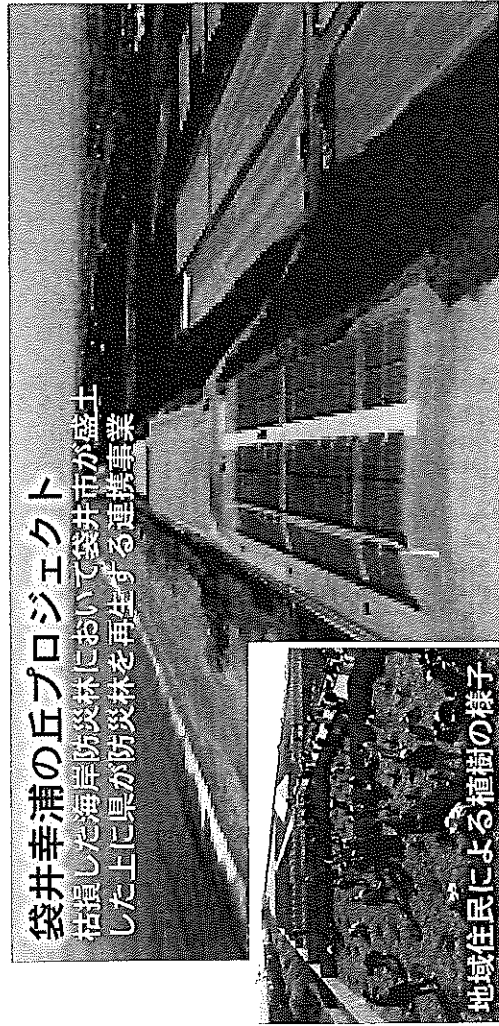


- 効果
- ・ 浸水区域の減少
  - ・ 浸水深の低下
  - ・ 津波到達時間の遅延



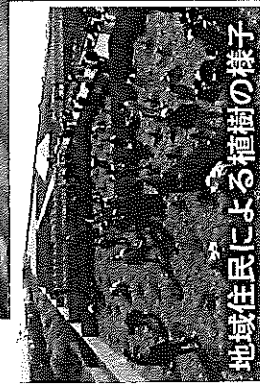
# 中東遠地域等の「静岡モデル防潮堤」の整備状況

市町は、他工事等で発生した土砂を盛土材に活用し、また、「潜在自然植生による森づくり」の考え方を踏まえた県の「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して、静岡モデル防潮堤整備を進めている。

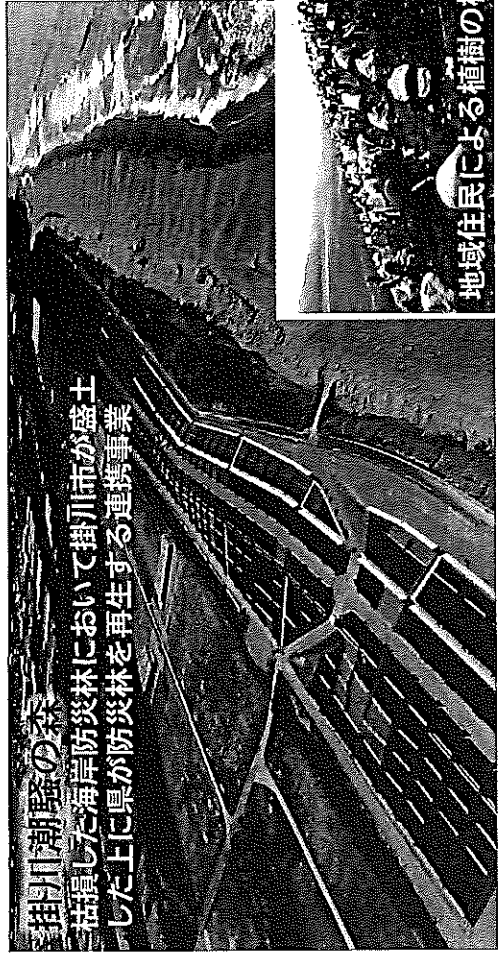


袋井幸浦の丘プロジェクト

枯損した海岸防災林において袋井市が盛土した上に県が防災林を再生する連携事業



地域住民による植樹の様子



掛川潮騒の森

枯損した海岸防災林において掛川市が盛土した上に県が防災林を再生する連携事業

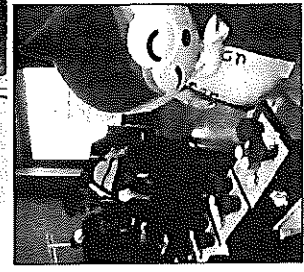


地域住民による植樹の様子

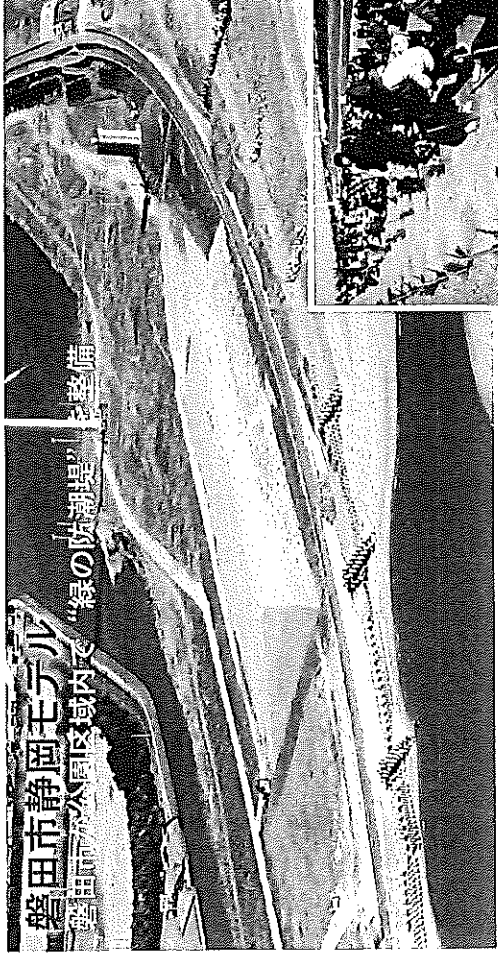


焼津市潮風グリーンウォーク

直轄海岸の防潮堤の“粘り強い化”の背後に焼津市が“緑の防潮堤”を整備



← 地域との協働による苗木の育成



磐田市静岡モデル

磐田市が公園域内で“緑の防潮堤”を整備



地域住民による植樹の様子



# 磐田市における「静岡モデル防潮堤」の取組状況

磐田市では、静岡モデル竜洋海洋公園工区において、海拔14mの盛土整備が完成し、海岸防潮堤を多くの方に知ってもらう機会として、平成29年2月18日に「植樹祭」を開催しました。市民約1,200名の方が参加し、抵抗性クロマツや広葉樹(約2,000本)を植樹しました。



植樹祭開会式の様子



緑の少年団挨拶



地域住民による植樹の様子



防潮堤の植樹祭の様子(全景)

整理番号 48

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

774 - 003  
 使途項目 サーチキー

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 三ツ谷金秋 )

支出証拠書

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	川勝知事への陳情		
年月日	平成 30年 6月 19日～平成 年 月 日	金額	3,380 円

目的	県立横須賀高校の存続の件
使途	交通費・袋井～静岡
政務活動・県政との関連性	地元からの要請に応え知事に陳情し、横須賀高校の判断を伺い県政に反映

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。  
**利用証明書**

料金所(自) 袋井  
 料金所(至) 静岡

18年 6月 19日  
 14時50分

---

通行料金 ¥1,690-  
 (ETCクレジット)

車種 1

取扱番号 A57806-198326-020235 **確**

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。  
**利用証明書**

料金所(自) 静岡  
 料金所(至) 袋井

18年 6月 19日  
 17時27分

---

通行料金 ¥1,690-  
 (ETCクレジット)

車種 1

取扱番号 A57806-198326-021639 **確**

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

按分の理由～全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3380 円	100%	3380 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に

整理番号 49

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(素)
----	-------	------	-------	------	-------	-----

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費・研修費 (広聴広報費) 要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政資料の郵送		
年月日	平成30年6月20日~平成 年 月	金額	1,184円

目的	県政の資料報告書を発送														
使途	郵送料														
政務活動・県政との関連性	県施策や定例会報告、活動状況などを県民に報告														
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">0</td> <td style="width: 20%;">30-6-19</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>D30-6-20</td> <td>1,184</td> <td>RL)コウノウセツ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>30-6-22</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				0	30-6-19			1	D30-6-20	1,184	RL)コウノウセツ	2	30-6-22		
0	30-6-19														
1	D30-6-20	1,184	RL)コウノウセツ												
2	30-6-22														

按分の理由~全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,184円	100%	1,184円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	50
------	----

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(三谷)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7	8	0	-	0	0	1
---	---	---	---	---	---	---

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三 ツ 谷 金 秋 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入		
年 月 日	平成 30年 6月 23日~平成 年 月 日	金 額	2,160 円

目 的	事務を行うための文房具購入
使 途	印章用品 (プラスチック印箱)
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     文具スーパー  <b>事務キチ</b>                      JIMU-KICHI                      磐田店 磐田市弥生太島557-1                      TEL 0538-36-1881                      毎度ありがとうございます。                      **** 領収書 ****                      2018年06月23日 15:16 No. 1                      担当者: 13                      印章用品 1, ￥2,160                      小 計 ￥2,160                      (内消費税) (￥160)                      総合計 ￥2,160                      お預り ￥2,160                      お釣り ￥0                      999999999999                      No.773771                 </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,160 円	100 %	2,160 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 57

決裁	会派代表者	(岡本)	経理責任者	(田内)	経理担当者	(寺本)
----	-------	------	-------	------	-------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -三ツ谷金秋)

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁(調査的交分) → 磐田市議との合派		
年月日	平成 30年 6月 25日 ~ 平成 年 月	金額	4000円

目的	三者による議員会議 (磐田市議、県議、磐市内)、海外調査の検討
使途	交通費 (磐田 ↔ 静岡)
政務活動・県政との関連性	選出議員として課題の点検を図り県政の発展を目指す。 海外諸国の調査結果を県政発展に反映させる。

《領収書貼付枠》

磐田市 県政(田) 領収書

領収書-No 80 1  
窓口-No

額 4,000円  
[消費税等込み]

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

30年 6月 25日  
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましたありがとうございます

納税申告書  
印紙税  
付につき名古屋市中村区  
納税承継済  
税務署

現金出納社員




磐田駅

按分の理由～全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4000円	100%	4000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 52

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004


【 6月 月分】 <sup>6/25</sup> (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・三ツ谷金秋)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	515	18 円 × 515 km / km	9270 円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名三ツ谷金秋 

《領収書貼付枠》  
 明細書1部添付

按分の理由～全て政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9270 円	100%	9270 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

